様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

平成30年4月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	◯ 知事　　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	山武市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.sammu.lg.jp/soshiki/4/dokujiriyo.html

執行機関名　山武市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	山武市高校生等医療費の助成に関する規則（平成26年山武市規則第26号）による高校生等の医療に要する費用の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第25号）別表第1　第4の項 山武市高校生等医療費の助成に関する規則（平成26年山武市規則第26号）による高校生等の医療に要する費用の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四）第1条	山武市高校生等医療費の助成に関する規則　第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2　すべて児童はひとしくその生活を保護され、愛護されなければならない。	第1条　この規則は、高校生等の医療に要する費用を負担する保護者に当該費用の全部又は一部を助成することにより、高校生等の保健対策の充実及び教育機会の拡充並びに保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		山武市高校生等医療費の助成に関する規則（平成26年7月1日規則第26号）